

添付資料4

(仮称)川西市立総合医療センター
キセラ川西センター整備事業

事業契約書(案)

平成31年4月

川西市

目次

第1章 総 則	2
第1条 (本契約の目的及び解釈)	2
第2条 (公共性、経済性及び民間の趣旨の尊重)	2
第3条 (本事業の概要)	2
第4条 (事業者に対する支払)	3
第5条 (契約の保証)	3
第6条 (許認可及び届出等)	3
第7条 (予算作成・公営企業債申請・補助金申請への協力)	4
第8条 (優先関係)	4
第9条 (責任の負担)	4
第2章 施設整備業務(施設整備に係る設計)	5
第10条 (設計業務の実施)	5
第11条 (設計業務の第三者による実施)	5
第12条 (関連行政手続等)	5
第13条 (設計業務責任者の通知等)	5
第14条 (設計作業工程表の作成及び提出)	6
第15条 (設計業務の進捗状況の確認)	6
第16条 (事業者による事業者提案又は設計の変更)	6
第17条 (市の指示による事業者提案又は設計の変更)	6
第18条 (法令変更等による設計変更等)	7
第19条 (基本設計図書等及び実施設計図書等の提出)	7
第3章 施設整備業務(施設整備に係る建設等)	8
第1節 総則	8
第20条 (工事用地の確保等)	8
第2節 調査業務	8
第21条 (建設に伴う各種調査)	8
第22条 (近隣対応)	9
第23条 (周辺影響調査・対策業務)	10
第24条 (関連工事の調整)	10
第3節 工事監理業務	10
第25条 (工事監理業務の実施)	10
第26条 (工事監理業務の第三者による実施)	11
第27条 (工事監理者)	11
第4節 建設業務	11
第28条 (建設業務の実施)	11

第 2 9 条	(建設業務の第三者による実施)	12
第 3 0 条	(現場代理人及び監理技術者等)	12
第 3 1 条	(施工計画書等)	13
第 3 2 条	(施工期間中の保険)	13
第 3 3 条	(本件新設工事の実施)	13
第 3 4 条	(監督員の立会い及び工事記録の整備等)	14
第 3 5 条	(市の説明要求等)	14
第 3 6 条	(中間確認)	14
第 3 7 条	(部分使用)	15
第 3 8 条	(医療機器・医療情報システム・一般備品の搬入)	15
第 3 9 条	(事業者による本件対象施設の竣工確認の前の検査)	15
第 4 0 条	(市による本件工事対象施設の竣工確認)	15
第 4 1 条	(市による本施設の竣工確認通知)	16
第 4 2 条	(工期の変更)	16
第 4 3 条	(工事の中止)	17
第 4 4 条	(工期の変更に伴う費用負担等)	17
第 4 5 条	(第三者に発生した損害等)	17
第 4 6 条	(不可抗力による損害)	17
第 4 7 条	(本件新設工事対象施設の引渡手続)	18
第 4 8 条	(引渡し等の遅延)	18
第 4 9 条	(瑕疵担保)	19
第 4 章	モニタリングの実施	19
第 5 0 条	(モニタリング計画書の策定)	19
第 5 1 条	(施設整備業務のモニタリングの実施)	20
第 5 章	請負代金	20
第 5 2 条	(請負代金の支払)	20
第 5 3 条	(請負代金の改定)	20
第 5 4 条	(請負代金の返還)	20
第 6 章	表明及び保証等	20
第 5 5 条	(事実の表明及び保証)	20
第 5 6 条	(事業者による約束)	22
第 7 章	契約期間及び契約の終了	24
第 5 7 条	(契約期間)	24
第 5 8 条	(事業者の債務不履行による契約解除)	24
第 5 9 条	(市の債務不履行による契約解除)	25
第 6 0 条	(市の任意による契約解除)	25
第 6 1 条	(違約金)	26
第 6 2 条	(本件工事対象施設引渡前の解除に伴う措置)	26

第63条	(保全義務)	27
第64条	(関係書類の引渡し等)	27
第8章	損害賠償等	28
第65条	(遅延利息)	28
第66条	(損害賠償)	28
第9章	法令変更等	28
第67条	(通知等)	28
第68条	(協議及び増加費用の負担等)	28
第69条	(法令変更等による契約の終了)	29
第10章	不可抗力	29
第70条	(通知の付与)	29
第71条	(協議及び損害額の負担等)	29
第72条	(不可抗力への対応)	29
第73条	(不可抗力による契約の終了)	30
第11章	協議会等の設置	30
第74条	(実務者会議等)	30
第75条	(係争調整会議)	30
第12章	著作権等	30
第76条	(著作権等の帰属)	30
第77条	(著作権の譲渡等)	30
第78条	(著作権等の譲渡禁止)	31
第79条	(第三者の知的財産権等の侵害)	31
第80条	(工業所有権)	31
第13章	その他	32
第81条	(公租公課の負担)	32
第82条	(秘密保持等)	32
第83条	(契約上の地位の譲渡)	32
第84条	(監査・会計検査等への協力)	32
第85条	(管轄裁判所)	32
第86条	(疑義に関する協議)	33
第87条	(その他)	33
第88条	(補則)	33
別紙1	再資源化等に要する費用等(頭書関係)	34
別紙2	用語の定義集(第1条関係)	35
別紙3	日程表(第3条、第19条、第20条関係)	38
別紙4	設計図書等一覧(第19条関係)	39
別紙5	本件土地(第20条関係)	44

別紙 6	事業者が加入すべき保険等（第 3 2 条関係）	45
別紙 7	竣工図書（第 4 7 条関係）	46
別紙 8	請負代金の算定及び支払方法（第 5 2 条 - 第 5 3 条関係）	47
別紙 9	法令変更等による増加費用の負担割合（第 4 4 条、第 6 8 条、第 6 9 条関係）	54
別紙 1 0	不可抗力による損害等の負担割合（第 4 4 条、第 4 6 条、第 7 1 条、第 7 3 条関係）	55

**(仮称)川西市立総合医療センター キセラ川西センター整備事業
事業契約書**

- 1 件 名 (仮称)川西市立総合医療センター キセラ川西センター整備事業
- 2 事業場所
- 3 契約金額
- 4 契約期間 本契約の締結の日から 年 月 日まで
- 5 契約保証金 第 条に定めるとおり
- 6 支払条件 本契約書中に記載のとおり
- 7 再資源化等 別紙 1 に記載のとおり
(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関連)

上記事業について、川西市(以下「市」という。)と、株式会社を代表者とし、株式会社、株式会社及び株式会社を構成員として、これら者の中で組成された共同企業体(以下「事業者」という。)とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によってこの事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の成立を証するため、本書の原本2通を作成し、市及び事業者が記名押印の上、各自その原本1通を所持する。

年 月 日

市	所在地	兵庫県川西市中央町12番1号	
	名称	川西市	
	代表者	川西市長 越田 謙治郎	印

事業者	所在地		
	商号又は 名称		
	代表者		印

第1章 総 則

第1条 (本契約の目的及び解釈)

- 1 本契約は、本事業における当事者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な合意事項について定めることを目的とする。
- 2 別段の定めがある場合を除き、本契約において用いられる用語は、別紙2において定められた意味を有するものとする。

第2条 (公共性、経済性及び民間の趣旨の尊重)

- 1 事業者は、本件病院施設等が、自治体病院としての公共性と公営企業としての経済性が求められることを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第3条 (本事業の概要)

- 1 本事業は、設計業務、工事監理業務及び建設業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務から構成される。
- 2 事業者は、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従い、日本国の法令を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、本事業を遂行しなければならない。

- 3 事業者は、別紙 3 に定める日程に従って本事業を実施するものとする。

第 4 条 （事業者に対する支払）

- 1 市は、本契約に定めるところにより、請負代金を事業者に支払う。
- 2 市は、本契約に基づいて生じた事業者に対する債権債務を法令の範囲内において対当額で相殺することができる。

第 5 条 （契約の保証）

- 1 事業者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、同項第（4）号又は第（5）号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、契約金額の 10 分の 1 以上としなければならない。
- 3 第 1 項の規定により、事業者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の 10 分の 1 に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 市は、目的物の引渡しがあったときは、直ちに、事業者に第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を還付しなければならない。
- 6 前項に規定する納付又は提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第 6 条 （許認可及び届出等）

- 1 本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可は、事業者が自己の責任及び費用により取得するものとする。また、事業者が本契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の届出及び報告は、事業者がその責任において作成し、提出するものとする。ただし、市が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、市が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について事業者の協力を求めた場合には、事業者はこれに応じるものとする。
- 2 市は、事業者が市に対して書面により要請した場合、事業者による許認可の取得について、法令の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 3 事業者は、第 1 項ただし書きに定める場合を除き、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可

の取得及び維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下この項及び次項において同じ。）を負担するものとし、その遅延が当該許認可権限を有する者の責めに帰すべき事由による場合には、市及び事業者の間でその責任及び損害の負担について協議するものとする。

- 4 市が、その単独申請又は届出に係る許認可の取得又は届出若しくは報告を遅延した場合又は市が第2項の協力を怠ったことにより事業者が申請すべき許認可の取得又は届出若しくは報告が遅延した場合、市は、事業者に対し、その遅延により事業者が生じた損害を賠償する。
- 5 事業者は、本件事業の実施に係る許認可の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、事業期間終了時に市に提出するものとする。
- 6 事業者は、本件事業の実施に係る許認可の原本を保管し、市の要請があった場合には、原本を提示し、又は原本証明付の写しを市に提出するものとする。

第7条（予算作成・公営企業債申請・補助金申請への協力）

- 1 事業者は、市による本事業に係る予算の作成、公営企業債の申請及び補助金の申請について、書類作成等に協力する。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が前項の規定に従い作成し、又は作成に協力すべき書類の提出を遅延した場合、事業者は、市に対し、当該遅延により市に生じた損害を賠償する。
- 3 前項の場合を除き、市が行う本事業に係る予算の作成、公営企業債の申請及び補助金の申請に関して損害が発生した場合の責任は、市が負うものとする。

第8条（優先関係）

- 1 本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用されるものとする。
- 2 入札説明書等の各書類間で疑義が生じた場合は、市及び事業者の間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。
- 3 事業者提案と要求水準書の内容に差異があり、事業者提案に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、第1項の規定にかかわらず、その限度で事業者提案の記載が要求水準書の記載に優先するものとする。

第9条（責任の負担）

- 1 事業者は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本事業実施に係る一切の責任を負うものとする。
- 2 本契約に別段の定めのある場合を除き、事業者の本事業実施に関する市による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾若しくは立会い又は事業者から市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、事業者は、いかなる本契約上の事業者の責任をも免れず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾若しくは立会い又は通知、報告若しくは説明を理由として、市は何ら責任を負担しない。

第2章 施設整備業務（施設整備に係る設計）

第10条（設計業務の実施）

事業者は、本契約の締結後速やかに、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、本件工事対象施設の設計業務を実施する。

第11条（設計業務の第三者による実施）

- 1 設計企業は、設計業務を自ら実施しなければならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設計企業は、第三者に対し、本件工事対象施設の設計業務の全部又は主たる部分を委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 本件工事対象施設の設計業務実施に関して第1項ただし書きの規定に基づき第三者を使用する場合、当該第三者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、設計業務の実施に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

第12条（関連行政手続等）

- 1 事業者は、自己の責任により、建築基準法（昭和25年法律第201号）による確認申請等本事業の実施のため必要な法令に定める手続を行わなければならない。
- 2 事業者は、前項に定める手続の実施については、市に事前説明及び事後報告を行わなければならない。

第13条（設計業務責任者の通知等）

- 1 事業者は、本契約の締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、設計業務を実施するために必要となる管理技術者、照査技術者その他の設計業務の責任者を配置し、配置後速やかに、氏名その他必要な事項を市に通知する。
- 2 事業者は、設計・施工期間中、設計業務を実施するために必要となる管理技術者、照査技術者その他の設計業務の責任者を配置しなければならない。
- 3 事業者は、設計・施工期間中、第1項に基づき通知した設計業務を実施するために必要となる管理技術者、照査技術者その他の設計業務の責任者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 4 市は、第1項の規定により通知がなされた設計業務を実施するために必要となる管理技術者、照査技術者その他の設計業務の責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして事業者に申し出ることができる。この場合、市及び事業者は、設計業務を実施するために必要となる管理技術者、照査技術者その他の設計業務の責任者の変更に関し協議を行う。
- 5 事業者は、本契約の締結後速やかに、要求水準書及び事業者提案に従い、設計担当者一覧及び設計体制表を作成し、市に提出し、その確認を受けなければならない。その内容を変更するときも同様とする。

第 14 条（設計作業工程表の作成及び提出）

事業者は、要求水準書及び事業者提案に従って、本件工事対象施設の設計に係る設計作業工程表を作成し、本契約の締結後速やかに市に提出する。

第 15 条（設計業務の進捗状況の確認）

- 1 事業者は、市に対し、毎月 1 回以上、設計業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。
- 2 市は、本件工事対象施設が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案及び設計作業工程表に基づき設計されていることを確認するため、事業者に対し事前に通知した上で、本件工事対象施設の設計状況その他の事項について説明を求め、書類の提出等を求めることができる。
- 3 事業者は、前項に規定する設計状況その他の事項についての説明及び市による確認の実施につき、市に対して協力し便宜を図るものとし、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行うものとする。
- 4 市は、前 3 項の規定に基づく説明、書類の提出等又は報告を受けたときは、それらの内容を検討し、指摘すべき事項があると認める場合には、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

第 16 条（事業者による事業者提案又は設計の変更）

- 1 事業者は、あらかじめ市の承諾を得た場合を除き、事業者提案、基本設計図書等又は実施設計図書等（市及び事業者の間で行われた打合せにおいて書面により合意された事項を含む。第 19 条及び第 6 4 条第 1 項を除き、以下同じ。）の変更を行うことはできない。
- 2 前項の規定に従い事業者が市の承諾を得て事業者提案、基本設計図書等又は実施設計図書等の変更を行う場合において、当該変更により事業者が増加費用が発生したときは、事業者が当該増加費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときは、協議により請負代金の額を減額するものとする。

第 17 条（市の指示による事業者提案又は設計の変更）

- 1 市は、要求水準書、事業者提案、基本設計図書等又は実施設計図書等の変更が必要であると認めるときは、事業者提案の趣旨を逸脱しない限度で、事業者に対し、事業者提案、基本設計図書等又は実施設計図書等の変更内容を記載した書面により、事業者提案、基本設計図書等又は実施設計図書等の変更を求めることができる。この場合、事業者は、当該書面を受領した日から 14 日以内に、市に対し、その事業者提案、基本設計図書等又は実施設計図書等の変更の可否を書面により通知しなければならない。市は、当該通知を受領した日から 7 日以内に、事業者提案、基本設計図書等又は実施設計図書等の変更の要否を決定し、事業者に通知する。事業者は、この市の決定に従うものとする。
- 2 前項の規定に基づき、事業者が事業者提案、基本設計図書等又は実施設計図書等の変更を行う場合において、当該変更により事業者が増加費用が生じたときは、当該変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、市が当該費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じたときは、請負代金の額を減額する。

- 3 事業者は、第1項の変更により事業者が増加費用が生じるときは、変更要求事項の範囲外の業務も考慮し、仮対案を市に対して提案するよう努めるものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、基本設計完了前に、市の要求により入札説明書等及び事業者提案に基づく設計条件の趣旨を損ない、又は工期の変更を伴う設計条件の変更を行う場合、市及び事業者は、当該設計条件の変更に係る請負代金の額の調整に関する協議を行い、当該調整後の費用が調整前の費用を超えるときは、市は、事業者に対し、その超過部分の費用について請負代金の額を増額する。

第18条（法令変更等による設計変更等）

- 1 建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）、医療法（昭和23年法律第205号）その他の法令の改正その他法令変更等により、要求水準書、事業者提案、基本設計図書等若しくは実施設計図書等又は本件工事の変更が必要となった場合、事業者は、市に対し、事業者提案、基本設計図書等若しくは実施設計図書等又は本件工事の変更の承諾を求めることができ、市は、必要かつ相当と判断したときは、これを承諾する。
- 2 本件工事対象施設の竣工までに、入札説明書等に明示されていない本件土地又は本件工事対象施設の瑕疵（本件土地の地中に存する建物等の基礎及び杭等であって本件工事対象施設の建設に支障をきたすもの、土壌汚染並びに埋蔵文化財を含む。）に起因して、要求水準書、事業者提案、基本設計図書等若しくは実施設計図書等又は本件工事の変更が必要となった場合、事業者は、市に対し、事業者提案、基本設計図書等若しくは実施設計図書等又は本件工事の変更の承諾を求めることができ、市は、必要かつ相当と判断したときは、これを承諾する。
- 3 第1項又は第2項に基づく変更に起因して設計、本件工事及び工事監理に係る事業者の費用が増加した場合、当該変更が事業者の責めに帰すべき事由によるものを除き、市が当該費用を合理的な範囲で負担するものとし、費用の減少が生じた場合は、請負代金につき当該その減少した費用相当額を減額する。

第19条（基本設計図書等及び実施設計図書等の提出）

- 1 事業者は、基本設計及び実施設計の完了後遅滞なく、別紙4に規定する基本設計図書等及び実施設計図書等をそれぞれ市に提出しなければならない。設計企業は、基本設計図書等及び実施設計図書等の内容を説明しなければならない。基本設計図書等又は実施設計図書等の変更を行う場合も同様とする。
- 2 前項の場合における基本設計図書等及び実施設計図書等の提出は、別紙3の日程表に従うものとする。
- 3 市は、第1項に基づき提出された基本設計図書等及び実施設計図書等が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案若しくは市及び事業者の間で行われた設計打合せにおいて書面により合意された事項に従っていない、又は第1項に基づき提出された基本設計図書等及び実施設計図書等では、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案若しくは市及び事業者の間で行われた設計打合せにおいて書面により合意された事項において要求される仕様を満たさないと判断する場合、事業者と協議の上、事業者の負担において、その修正を求めることができる。市は、当該修正を求めない場合、第1項に基づき提出された基本設計図書等及び実施設計

図書等の確認を事業者に通知するものとする。

- 4 事業者は、市からの指摘（前項の規定による市による修正の要求を含む。）により、又は自ら設計に不備又は不具合等を発見したときは、自らの負担において、速やかに基本設計図書等及び実施設計図書等の修正を行い、その修正の内容について、市に報告し、その確認を受けるものとする。設計の変更について不備又は不具合等を発見した場合も同様とする。
- 5 前項の規定による修正の結果、本件工事対象施設の引渡しが遅延した場合、第48条第4項の規定を適用する。
- 6 事業者は、第3項の規定に基づく市による基本設計図書等及び実施設計図書等の確認並びに第15条第1項の規定に基づく設計業務の進捗状況の説明及び報告のほか、各会計年度末後遅滞なく、当該会計年度末時点における設計業務の進捗状況を、市に対し、書面により報告するものとする。この場合における事業者による書面による報告については、第3項から前項までの規定を準用する。

第3章 施設整備業務（施設整備に係る建設等）

第1節 総則

第20条（工事用地の確保等）

- 1 市は、工事用地その他設計図書において市が提供すべきものと定められた工事の施行上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、事業者が工事の施行上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 事業者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、事業者は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市が事業者の意見を聴いて定める。

第2節 調査業務

第21条（建設に伴う各種調査）

- 1 事業者は、要求水準書及び事業者提案に従って、地質調査、地下水調査、土壌汚染状況調査、測量、電波障害調査その他の本件工事対象施設の設計及び施工に付随して必要となる調査を実施する。また、事業者は、自らの責任及び費用負担において、本件工事対象施設の設計及び施

工に必要な測量及び調査(本項前段の調査とあわせて、以下この条において「調査等」という。)を実施することができる。

- 2 事業者は、前項に定める調査等を実施する場合は、当該調査等に着手する前に、本契約、要求水準書、入札説明書等及び事業者提案に従って、調査計画書を作成し、市に提出しなければならない。また、調査等に係る一切の責任及び費用並びに調査等の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び費用は、事業者の負担とする。
- 3 事業者は、第1項に定める調査等を終了したときは、調査報告書を市に提出しなければならない。
- 4 事業者は、本件工事に先立って、第1項に定める調査等を行う場合、調査等の日時及び概要をあらかじめ市に連絡し、その承諾を得た上で、当該調査等を行うことができる。
- 5 市は、第2項に定める調査計画書又は第3項に定める調査報告書を受け、必要があると判断したときは、事業者に対し、調査等の内容及び方法その他当該調査計画書又は当該調査報告書に合理的に関連する事項について、協議又は説明を求めることができる。
- 6 事業者が第1項の規定に従って調査等を行った結果、本件土地に関して、入札説明書等において明示されていない、又は入札説明書等に明示されていた内容と異なる本件土地の瑕疵が存在し、事業者が本契約及び要求水準書に従って本事業を実施することができない場合又は事業者が本事業を実施するのに事業者著しい損害(増加費用を含む。以下同じ。)が発生することが判明した場合、事業者は、その旨を直ちに市に通知しなければならない。これに起因して事業者に損害が発生した場合、市は、合理的な範囲において当該損害を負担するものとする。また、これに起因して事業者が費用の減少が生じた場合、市及び事業者は、協議の上、請負代金を減額するものとする。
- 7 前項の場合、事業者は、当該損害の発生を 방지、また、その拡大を低減するよう、最大限努力しなければならない。

第22条(近隣対応)

- 1 事業者は、本契約の締結日後適切な時期に、自己の責任及び費用において、本事業の概要、日程及び工事実施計画等(施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいい、以下第5項において「工事実施計画等」という。)の近隣説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。市は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力しなければならない。
- 2 事業者は、前項の説明に先立って、事業者が実施しようとする説明の方法、時期及び内容について、市に説明しなければならない。また、事業者は、前項の説明の後、その内容及び結果を市に報告しなければならない。
- 3 市は前項の説明又は報告を受け、必要があると判断したときは、事業者に対し、施工、近隣対応その他当該報告に合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。
- 4 事業者は、自己の責任及び費用において、近隣調整を行う。
- 5 事業者は、市の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、工事実施計画等の変更をすることはできない。この場合、市は、事業者が工事実施計画等を変更せず、更なる調整によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、工事実施計画等の変更を承諾する。

- 6 近隣調整の結果、本件工事対象施設の竣工の遅延が見込まれる場合、市及び事業者は、協議の上、速やかに本件工事対象施設の竣工予定日及び引渡予定日を変更することができる。
- 7 近隣調整の結果、事業者に生じた費用（その結果、本件工事対象施設の竣工予定日及び引渡予定日に変更されたことによる増加費用を含む。）については、事業者が負担するものとする。ただし、事業者が行うべき、又は行った業務以外の事由に起因するものについては、市が負担する。
- 8 事業者が本条の規定に基づき合理的な近隣調整を実施したにもかかわらず、近隣住民等の反対等により、本事業の実施が不可能若しくは著しく困難となり、又は事業者提案の範囲を超える設計変更が必要となった場合には、市は、事業者と協議の上、本契約を解除することができる。この解除については、第73条の規定を適用する。

第23条（周辺影響調査・対策業務）

- 1 事業者は、要求水準書及び事業者提案に従って、本事業に起因する騒音、振動、悪臭、粉塵、アスベスト、真菌、地盤沈下、地下水位低下、地下水、日影、本件病院から住民への視線、電波障害、ビル風その他本件工事が周辺環境に与える影響を調査し、分析し、及び検討し（これらを総称して、以下第2項及び第4項において「周辺環境調査等」という。）適切な対策を講じるものとする。
- 2 事業者は、前項に定める周辺環境調査等及び対策に先立って、事業者が実施しようとする当該周辺環境調査等及び当該対策の方法、時期及び内容について、市に説明しなければならない。また、事業者は、当該周辺環境調査等及び当該対策の後、その内容及び結果を市に報告しなければならない。
- 3 市は、前項に定める説明又は報告を受け、必要があると判断したときは、事業者に対し、周辺影響対策その他当該説明又は報告に合理的に関連する事項について、協議することを求めることができる。
- 4 第1項に定める周辺環境調査等及び対策並びに前項に定める協議に要する費用は、事業者が負担するものとする。また、事業者は、当該周辺環境調査等及び対策の不備、誤謬等に起因する一切の追加費用を負担するものとする。ただし、事業者が行うべき、又は行った業務以外の事由に起因するものについては、市が負担する。

第24条（関連工事の調整）

- 1 事業者は、関連工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行うものとする。
- 2 市は、市が前項の関連工事を実施する場合には、事前に事業者に通知した上で、事業者又は建設企業の調整に従うものとする。ただし、事業者又は建設企業の調整が不相当と認められるときには、市が調整を行い、事業者はこれに従うものとする。

第3節 工事監理業務

第25条（工事監理業務の実施）

事業者は、本契約、要求水準書及び事業者提案に従って、本件工事に係る工事監理業務を実施

する。

第26条（工事監理業務の第三者による実施）

- 1 工事監理企業は、工事監理業務を自ら実施しなければならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事監理企業は、第三者に対し、工事監理業務の全部又は主たる部分を委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 工事監理業務実施に関して第1項ただし書きの規定に基づき第三者を使用する場合、当該第三者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、工事監理業務の実施に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

第27条（工事監理者）

- 1 事業者は、本件工事着工前に、要求水準書及び事業者提案に従い、建築基準法第5条の6第4項に定める工事監理者を設置するものとし、設置後速やかに、市に対して、当該工事監理者の氏名、その者の所属する企業名、保有する資格その他必要な事項を通知する。
- 2 事業者は、施工期間中、第1項に基づき通知した工事監理者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 市は、第1項の規定により通知がなされた工事監理者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして、事業者に申し出ることができる。この場合、市及び事業者は、工事監理者の変更に関し協議を行う。
- 4 事業者は、第1項に基づき設置した工事監理者をして、実施設計図書等に従って工事監理業務を行わせるものとする。
- 5 事業者は、第1項に基づき設置した工事監理者をして、事業者を通じ、毎月1回以上、工事監理の状況を市に報告させる。
- 6 事業者は、第1項に基づき設置した工事監理者をして、事業者を通じ、適宜、日報、月報、四半期報告書、年度総括書、各種検査報告書その他の必要書類を市に提出させる。
- 7 事業者は、第1項に基づき設置した工事監理者をして、定期的に、市による工事監理状況の確認を受けさせる。
- 8 事業者は、前3項に定める場合に加え、市が要請したときは、第1項に基づき設置した工事監理者をして、本件工事の事前説明及び事後報告並びに本件工事現場での施工状況を速やかに報告させ、市による確認を受けさせるものとする。
- 9 事業者は、第1項に基づき設置した工事監理者が前5項に定める行為を行う上で必要となる協力を行う。

第4節 建設業務

第28条（建設業務の実施）

事業者は、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計図書等及び実施設計図書等に従って、建設業務を実施する。

第29条（建設業務の第三者による実施）

- 1 建設企業は、建設業務を自ら実施しなければならない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって、市の事前の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、建設企業は、第三者に対し、建設業務の全部又は大部分を一括して委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 事業者は、本件工事対象施設の着工予定日まで、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7及び要求水準書に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを市に提出し、確認を受けなければならない。それらの内容を変更するときも同様とする。
- 4 建設業務実施に関して第1項ただし書きの規定に基づき第三者を使用する場合、当該第三者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、建設業務実施に関して事業者又は事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。
- 5 事業者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（事業者が直接契約する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。
 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 6 前項の規定にかかわらず、事業者は、その建設業者と下請契約を締結しなければ建設業務に係る工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると市が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、事業者は、市の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を市に提出しなければならない。
- 7 事業者が第5項の規定に違反していると市が認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると市が認めたとにかかわらず、事業者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、事業者は、市の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、事業者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を市の指定する期間内に支払わなければならない。

第30条（現場代理人及び監理技術者等）

- 1 事業者は、本件工事着工前に、要求水準書及び事業者提案に従い、次の各号に掲げる者を設置するものとし、設置後速やかに、市に対して、当該者の氏名、その者の所属する企業名、保有する資格その他必要な事項を通知し、市の確認を受けなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
 - (1) 現場代理人

- (2) 建設業法第26条第2項に定める監理技術者又は同条第1項に定める主任技術者
- (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術上の管理をつかさどる者をいう。）

- 2 前項各号に掲げる者は、これを兼ねることができる。
- 3 事業者は、施工期間中、第1項に基づき通知した現場代理人及び監理技術者又は主任技術者を変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない事情が生じた場合であつて、市の事前の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 4 市は、第1項の規定により通知がなされた現場代理人又は監理技術者若しくは主任技術者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして事業者に申し出ることができる。この場合、市及び事業者は、当該現場代理人又は監理技術者若しくは主任技術者の変更に關し協議を行う。

第31条（施工計画書等）

- 1 事業者は、本件工事着工予定日の10日前までに、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計図書等及び実施設計図書等に従つて、全体工事工程表を作成して市に提出し、市の確認を受けなければならない。
- 2 事業者は、本件工事対象施設の各工事種目の着工予定日の10日前までに、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計図書等及び実施設計図書等に従つて、施工計画書（工事工程表及び施工要領書を含む。）その他市の指定する書類を作成して市に提出し、市の確認を受けなければならない。
- 3 事業者は、仮設工事を行う場合、本契約、要求水準書及び事業者提案に従つて、総合仮設計画書を作成し、仮設工事開始までに市に提出し、市の確認を受けなければならない。
- 4 事業者は、別途市との協議により定める期限までに月間工程表を作成し、市に対して提出するものとする。
- 5 前3項に定める総合仮設計画書の提出後にその修正が必要となった場合、事業者は、適宜当該総合仮設計画書の修正を行い、当該修正内容を市に報告し、市の確認を受けなければならない。

第32条（施工期間中の保険）

- 1 事業者は、施工期間中、別紙6の第1に定める保険に加入し、保険料を負担するものとする。
- 2 事業者は、前項の規定により自ら保険契約を締結したときは、その保険証券の写しを直ちに市に提出しなければならない。

第33条（本件新設工事の実施）

- 1 事業者は、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計図書等、実施設計図書等、全体工事工程表及び施工計画書に従つて、本件新設工事を遂行する。
- 2 仮設工事、施工方法その他本件新設工事対象施設を安全に期限内に完成するために必要な一切の手段については、本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計図書等、実施設計図書等及び施工計画書に定めがあるものについてはこれに従い、定めのないものについては事業者が自己の責任において行い、その費用を負担する。
- 3 事業者は、本件新設工事対象施設の建設工事に着手しようとする場合には、本件新設工事対象施設について、あらかじめ、市に工事着工届を提出し、市の確認を受けなければならない。

第34条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

- 1 事業者は、設計図書において監督員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 事業者は、設計図書において監督員の立会いのうえ施行するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 事業者は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、市が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施行をするときは、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、事業者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。監督員が正当な理由がないのに事業者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、事業者は、監督員に通知したうえ、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施行することができる。この場合においては、事業者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施行を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 5 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、事業者の負担とする。

第35条（市の説明要求等）

- 1 市は、本件工事が本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計図書等、実施設計図書等及び施工計画書に従い実施されていることを確認するために、本件工事の状況及び品質管理について、事業者に事前に通知した上で、事業者に対して説明を求め、確認することができる。この場合において、本件工事の現場において実施状況を確認するときは、事業者が立ち会うものとする。
- 2 事業者は、前項に規定する説明及び確認の実施について、市に対して可能な限りの協力を行うとともに、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行うものとする。
- 3 前2項に規定する説明又は確認の結果、本件工事の状況及び品質管理が本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計図書等、実施設計図書等若しくは施工計画書に従っていない、又は本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計図書等、実施設計図書等若しくは施工計画書に規定する水準若しくは仕様を満たさないと市が判断した場合、市は、事業者に対して、その是正を求め、事業者は、これに従わなければならない。
- 4 市は、事業者から施工体制台帳（建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。

第36条（中間確認）

- 1 市は、本件工事対象施設が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案、基本設計図書等、実施設計図書等及び施工計画書に従い建設されていることを確認するために、施工期間中、必

要な事項に関する中間確認を実施することができる。この場合において、必要があると認められるときは、市は、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 市は、第1項の中間確認の結果、本件工事の状況が本契約、要求水準書、事業者提案、基本設計図書等、実施設計図書等若しくは施工計画書に従っていない、又は本契約、要求水準書、事業者提案、実施設計図書等若しくは施工計画書に規定する水準若しくは仕様を満たさないと判断した場合、事業者に対して、その是正を求めることができ、事業者は、これに従わなければならない。

第37条（部分使用）

- 1 市は、第47条の規定による引渡し前においても、本件新設工事対象施設の全部又は一部を事業者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合において、市は、その使用部分を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 市は、第1項の規定により本件新設工事対象施設の全部又は一部を使用したことによって事業者に損害を及ぼしたときは、当該損害を負担しなければならない。

第38条（医療機器・医療情報システム・一般備品の搬入）

- 1 市が所有し、又は別途発注する医療機器、医療情報システム又は一般備品の搬入作業が事業者の設計業務、工事監理業務又は建設業務に密接に関連する場合において、事業者による協力の必要があるとき、市は、スケジュールの調整を行うものとし、事業者は、これに従い、市による医療機器、医療情報システム又は一般備品の搬入に協力する。
- 2 前項の場合、事業者が市に協力する際に要する費用は、事業者の負担とする。

第39条（事業者による本件対象施設の竣工確認の前の検査）

- 1 事業者は、本件工事対象施設が竣工した後速やかに、自己の責任及び費用負担において、本件工事対象施設の竣工確認の前の検査を行うものとする。
- 2 市は、前項に規定する竣工確認の前の検査への立会いを求めることができる。
- 3 事業者は、竣工確認の前の検査に対する市の立会いの実施の有無を問わず、市に対して、本件工事対象施設について、竣工確認の前の検査の結果に検査が終了したことを証する書面その他の検査結果に関する書面の写しを添えたもの（次条第1項において「建設業務完了報告書」という。）を提出しなければならない。

第40条（市による本件工事対象施設の竣工確認）

- 1 市は、前条第3項に規定する建設業務完了報告書を受領してから14日以内に、本件工事対象施設の竣工確認を行う。事業者は、市の竣工確認に際して、現場説明、施工記録等の資料提供その他の竣工確認に必要な行為を行って、市に協力しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、市は、その理由を事業者に通知して、本件工事対象施設を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 市は、第1項に定める竣工確認により本件工事対象施設が、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案、基本設計図書等及び実施設計図書等どおりに建設されていると認めるときは、本件工事完了の承諾を行わなければならない。
- 4 市は、本件工事対象施設が本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案、基本設計図書等及び実施設計図書等どおりに建設されていないと認めるときは、不備又は不具合等の具体的内容を明らかにし、期間を定めて事業者に対しその修補を求めることができる。
- 5 事業者は、前項の規定により市から修補を求められた場合には、速やかに修補を行い、その完了後あらためて市の確認及び承諾を得なければならない。この場合には、補修の完了を工事の完了とみなして前4項の規定を適用する。
- 6 前項に規定する修補の結果、本件工事対象施設の引渡しが本件工事対象施設の引渡予定日より遅延した場合は、第48条第4項の規定を適用する。
- 7 事業者は、各会計年度末後遅滞なく、実施設計図書等において市が当該会計年度中に引渡しを受けるべきものと指定された部分の完成の確認のための検査を行うものとする。当該検査については、前条及び前各項の規定を準用する。この場合において、前条中「竣工確認の前の検査」とあるのは「次条第7項に基づく検査」と、前条第3項及び本条第1項中「建設業務完了報告書」とあるのは「建設業務の会計年度末に係る報告書」と、本条第1項中「竣工確認」とあるのは「第7項に定める確認」と、本条第3項中「本件工事完了」とあるのは「市が会計年度中に引渡しを受けるべきものと指定された部分の完成」と読み替えるものとする。

第41条（市による本施設の竣工確認通知）

- 1 市は、前条第3項に規定する本件工事の完了の承諾を行った後、本件工事対象施設の引渡予定日までに事業者に対し竣工確認通知を行うものとする。
- 2 市は、前項に規定する竣工確認通知を行ったことを理由として、建設業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 3 前条第7項に基づく市による各会計年度中に引渡しを受けるべきものと指定された部分の完成の承諾については、第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、「竣工確認通知」とあるのは「出来形部分の確認通知」と、第1項中「本件工事対象施設の引渡予定日まで」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

第42条（工期の変更）

- 1 市が事業者に対し工期の変更を請求した場合、市及び事業者は、協議により当該変更の可否を定めるものとする。
- 2 不可抗力若しくは法令変更等又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として事業者が工期の変更を請求したときは、市及び事業者は、協議により当該変更の可否を定めるものとする。
- 3 前2項の場合において、市及び事業者の間において合理的な期間内に協議が整わないときは、市が合理的な工期を定めるものとし、事業者は、これに従わなければならない。

第43条（工事の中止）

- 1 市は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知した上で、本件工事の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 市は、前項の規定により本件工事を一時中止させた場合であって、必要があると認めるときは、工期を変更することができる。

第44条（工期の変更に伴う費用負担等）

前2条に基づき工期が変更された場合で、事業者に損害が生じるときは、当該損害の負担については、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用を市が負担する。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由による場合は、すべて事業者が負担する。
- (3) 法令変更等又は不可抗力による場合は、別紙9又は別紙10の負担割合に従い、合理的な増加費用を市及び事業者が負担する。

第45条（第三者に発生した損害等）

- 1 工事の施行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち市の責めに帰すべき理由により生じたものについては、市がこれを負担する。工事の施行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、市がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施行につき事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、事業者がこれを負担する。
- 2 前項の場合その他工事の施行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、市及び事業者は協力してその処理解決に当たるものとする。

第46条（不可抗力による損害）

- 1 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で市と事業者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事の出来形部分、工事仮設物又は現場搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、事業者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を市に通知しなければならない。
- 2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、市に対して損害額の負担を請求することができる。
- 4 市は、前項の規定により事業者から損害額の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事の出来形部分、通常妥当と認められる工事仮設物又は現場搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第34条第1項若しくは第2項又は別紙8第8条第2項の規定による検査又

は立会いその他事業者の工事に関する記録等により確認し得るものに係る額に限る。以下この条において「損害額」という。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

- 5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、市と事業者とが協議して定める。
 - (1) 工事の出来形部分に関する損害
損害を受けた出来形部分に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第47条(本件新設工事対象施設の引渡手続)

- 1 事業者は、市から本件新設工事対象施設の竣工確認通知を受領したときは、本件新設工事対象施設の引渡予定日に(ただし、市の本件新設工事対象施設の竣工確認通知が当初の引渡予定日より遅延した場合は竣工確認後速やかに)本件新設工事対象施設の所有権を市に移転するものとする。事業者は、本件新設工事対象施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転するものとする。
- 2 前項の規定は、実施設計図書等において市が各会計年度中に引渡しを受けるべきものと指定された部分の引渡手続に準用する。この場合において、同項中「本件新設工事対象施設の竣工確認通知」とあるのは「実施設計図書等において市が各会計年度中に引渡しを受けるべきものと指定された部分の確認通知」と、「竣工確認後」とあるのは「当該確認通知後」と、「別紙7に記載する竣工図書とともに、本件新設工事対象施設」とあるのは「当該部分」と、「本件新設工事対象施設について」とあるのは「当該部分について」と読み替えるものとする。
- 3 事業者は、市が本件工事対象施設の表題登記及び所有権の保存登記を行う場合には、これに協力する。

第48条(引渡し等の遅延)

- 1 事業者は、本件新設工事対象施設の引渡しの遅延が見込まれる場合には、本件新設工事対象施設の引渡予定日の30日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画を市に通知しなければならない。ただし、第40条第5項による修補を行うため遅延が見込まれる場合は、この限りではない。
- 2 事業者は、前項に規定する対応計画において、本件新設工事対象施設の可及的速やかな引渡しに向けての対策及び想定される維持管理等期間の開始までの予定を明らかにしなければならない。
- 3 市の責めに帰すべき事由又は市が本事業の入札手続において提供した本件土地に関する資料において明示されていない本件土地の瑕疵に起因して、本件新設工事対象施設の引渡しが遅延する場合、市は、当該遅延への対応に要する合理的な増加費用を負担しなければならない。
- 4 事業者の責めに帰すべき事由によって、本件新設工事対象施設の引渡しが遅延する場合、事業者は、当該遅延への対応に要する費用を負担するほか、本件新設工事対象施設の引渡予定日から実際に本件新設工事対象施設の引渡しを受けた日までの日数に応じ、請負代金のうち、当該遅延に係る本件工事対象施設に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に第65条第1項に定める利率で計算した金額を、違約金として市に支払わなければならない。この場合において、市は、当該違約金を超える損害があるときは、その超過額を事業者に請求することができる。
- 5 法令変更等又は不可抗力によって、本件新設工事対象施設の引渡しが遅延する場合は、第9章又は第10章の規定による。

第49条（瑕疵担保）

- 1 市は、本件新設工事対象施設に瑕疵があるときは、事業者に対して相当の期間を定めて当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市は修補を請求することができない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第47条の規定による引渡しを受けた日から2年以内に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 3 市は、本件新設工事対象施設の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者が当該瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。
- 4 市は、本件新設工事対象施設が第1項の瑕疵により滅失し、又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

第4章 モニタリングの実施

第50条（モニタリング計画書の策定）

事業者は、市と協議の上、要求水準書及び事業者提案に従い、本契約の締結後速やかにモニタリング計画書を策定し、市に提出する。

第51条（施設整備業務のモニタリングの実施）

- 1 事業者は、自らの責任及び費用において、設計・施工期間中、施設整備業務の提供が要求水準書に規定する水準を満たしているかどうかを確認できるようにするために、セルフモニタリングを実施し、その結果を記載した報告書を市に提出する。
- 2 セルフモニタリングの項目、方法及び評価の方法並びに要求水準等を満足していない場合の措置等の手続については、前条に基づき策定するモニタリング計画書による。
- 3 市は、第1項の規定に基づき提出を受けた報告書の内容を確認するとともに、当該報告書に基づき、同項に基づく事業者によるセルフモニタリングの手続及び結果の妥当性並びに施設整備業務の提供が要求水準書に規定する水準を満たしているかどうかを確認する。

第5章 請負代金

第52条（請負代金の支払）

市は、事業者に対し、別紙8に掲げる方法、金額及びスケジュールに従い、請負代金を支払うものとする。

第53条（請負代金の改定）

請負代金の改定は、別紙8に掲げる方法に従い行う。

第54条（請負代金の返還）

- 1 市は、業務報告書その他市が事業者の業務実績の確認の基礎とした資料等に虚偽の記載があることが判明した場合、当該虚偽記載判明後に事業者を支払うべき請負代金から当該虚偽記載がなければ市が減額し得た請負代金に相当する額に第65条第1項に定める利率を乗じて計算した額の損害金を加えた額を減額することができる。
- 2 前項に定める場合において、当該虚偽記載判明後に事業者を支払うべき請負代金が当該虚偽記載がなければ市が減額し得た請負代金及び前項に定める損害金の合計額に不足するときは、事業者は、市に対して、当該不足額を返還しなければならない。
- 3 第1項に定める場合において、市の事業者に対する請負代金の支払が完了しているときは、事業者は、当該虚偽記載がなければ市が減額し得た請負代金に相当する額に第65条第1項に定める利率を乗じて計算した額の損害金を、市に対して、直ちに返還しなければならない。

第6章 表明及び保証等

第55条（事実の表明及び保証）

事業者及び各構成員は、市に対し、本契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 事業者は、日本法に基づき適法に結成され、有効に存続する民法（明治29年法律第

89号)上の組合であり、各構成員は、会社法(平成17年法律第86号)に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であること

- (2) 事業者及び各構成員は、本契約を締結し、及び本契約の規定に基づき義務を履行する完全な権利及び能力を有し、本契約上の事業者及び各構成員の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、強制執行可能な事業者及び各構成員の連帯債務を構成すること
- (3) 事業者による本契約の締結及び履行は、事業者(各構成員を含む。以下本号において同じ。)の業務の範囲内の行為であり、事業者は、本契約に基づく義務を履行するために必要とされる承認手続(法令並びに事業者の組成に係る組合契約その他の協定書及び各構成員の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を含む。)を適式に履践していること
- (4) 本契約が、各構成員の代表者又は当該代表者から有効な委任を受けた代理人によって締結されたこと
- (5) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、事業者及び各構成員に対して適用されるすべての法令並びに事業者の組成に係る組合契約その他の協定書及び各構成員の定款、取締役会規則その他の社内規則に違反せず、事業者若しくは各構成員が当事者であり、又は事業者若しくは各構成員が拘束される契約その他の合意に違反せず、また、事業者又は各構成員に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと
- (6) 事業者若しくは各構成員について、倒産等(破産、民事再生、会社更生、特別清算その他の法的倒産手続、清算若しくは解散若しくはこれらに相当する法的手続及び私的倒産手続をいう。以下同じ。)の手続開始の申立てがなされておらず、又は事業者若しくは各構成員が倒産等の手続開始の決議を行っていないこと
- (7) 事業者及び各構成員は、支払不能、支払停止又は債務超過の状態になく、かつ、本事業を行うことによって支払不能又は債務超過の状態に陥るおそれがないこと
- (8) 事業者及び各構成員は、公租公課を滞納していないこと
- (9) 本契約の債務不履行事由を構成する事実又は時の経過若しくは通知により本契約の債務不履行を惹起させる事由は存在せず、また、本事業の遂行に関し、重大な悪影響を与え、又は将来与える事実は存在しないこと
- (10) 事業者による本事業の遂行に必要であって、本契約の締結に先立ち事業者(各構成員を含む。)が取得し、又は届け出るべき許認可がある場合、当該許認可のすべてが適法に取得され、又は適法に完了し、これらに係る手続が適法に履践され、かつ、当該許認可及び当該手続が有効であり、また将来取り消されるおそれがないこと
- (11) 本事業を実施するために必要な事業者及び各構成員の能力又は本契約上の義務を履行するために必要な事業者及び各構成員の能力に重大な悪影響を及ぼすこととなる訴訟、請求、仲裁、調停又は行政手続が提起され、又は開始されておらず、また、事業者又は各構成員の知る限り、その見込みもないこと
- (12) 本契約に関し、事業者及び各構成員が市に対して提供した一切の情報が、当該情報が提供された時点において、一切の重要な点において真正、完全かつ正確なものである

こと。現在市に対し開示されておらず、かつ、開示された場合に、市の決定に重大な影響を及ぼすことが相当な事実及び状況の存在を事業者及び各構成員が認知していないこと

第56条（事業者による約束）

- 1 事業者は、市に対し、本契約の締結後10日以内に、市が合理的に満足する形式及び内容の次の各号に掲げる書面を提出することを約束する。なお、次の各号に掲げる書面の記載内容が変更された場合も同様とする。
 - (1) 許認可に関する以下の書類
 - ア 本事業を遂行するために必要であって、本契約の締結に先立ち事業者（各構成員を含む。）が取得し、又は届出をすべき許認可がある場合、当該許認可を取得し、又は完了し、当該許認可が有効に維持されていることを証する書面の写し
 - イ 本事業を遂行する委託先の企業（再委託先を含む。）及びこれらの使用人が本契約の締結に先立ち取得し、又は届出をすべき許認可がある場合、当該許認可を取得し、又は完了し、当該許認可が有効に維持されていることを証する書面の写し
 - (2) 各構成員に係る以下の書類
 - ア 原本証明付の定款の写し
 - イ 商業登記簿謄本（登記事項証明書）
 - ウ 印鑑証明書
 - エ 本契約の締結に係る授權を証する原本証明付の取締役会議事録等の写し
 - (3) その他市が別途合理的に要求する書類
- 2 事業者及び各構成員は、市に対し、次の各号に掲げる書類を当該各号の定めに従って提出することを約束する。なお、次の各号に掲げる書面の記載内容が変更された場合も同様とする。
 - (1) 第5条の規定に従い、契約保証金を納付したこと（同条に定めるいずれかの方法を取ったこと、又は同条に従い履行保証保険を締結し、若しくは履行保証保険の保険金請求権に質権を設定したことを含む。以下この号において同じ。）を証する書面を、契約保証金を納付した日から●日以内に提出すること
 - (2) 本事業を遂行するために必要であって、本契約の締結後に取得し、又は届出をすべき許認可がある場合であって、当該許認可を取得し、又は完了したときは、その取得又は届出完了後10日以内に、当該許認可を取得し、又は完了したことを証する書面の写しを提出すること
 - (3) 本事業を遂行する委託先の企業（再委託先を含む。）及びこれらの使用人が本契約の締結後に取得し、又は届出をすべき許認可がある場合であって、当該許認可を取得し、又は完了したときは、その取得又は完了後10日以内に、当該許認可を取得し、又は完了したことを証する書面の写しを提出すること
 - (4) 本事業の進捗状況その他の本事業又は事業者若しくは各構成員に関する情報で、随時市が合理的に請求する書類又は資料を、請求を受けた後、速やかに提出すること
- 3 事業者及び各構成員は、市に対し、事業期間中、次の各号に掲げる事項を遵守することを約束する。

- (1) 事業者は、日本法に基づき適法に結成され、有効に存続する民法上の組合であり、各構成員は、会社法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社であること
 - (2) 事業者及び各構成員は、本契約を締結し、本契約の規定に基づき義務を履行する完全な権利及び能力を有し、本契約上の事業者及び各構成員の義務は、法的に有効かつ拘束力のある義務であり、強制執行可能な事業者及び各構成員の連帯債務を構成すること
 - (3) 事業者による本契約の締結及び履行は、事業者（各構成員を含む。以下この号において同じ。）の業務の範囲内の行為であり、事業者は、本契約に基づく義務を履行するために必要とされる承認手続（法令並びに事業者の組成に係る組合契約その他の協定書及び各構成員の定款、取締役会規則その他社内規則上要求されている授權その他一切の手続を含む。）を適式に履践していること
 - (4) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、事業者及び各構成員に対して適用されるすべての法令並びに事業者の組成に係る組合契約その他の協定書及び各構成員の定款、取締役会規則その他の社内規則に違反せず、事業者若しくは各構成員が当事者であり、又は事業者若しくは各構成員が拘束される契約その他の合意に違反せず、また、事業者又は各構成員に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと
 - (5) 事業者及び各構成員は、市に対し、本契約に関し、その情報が提供される時点において一切の重要な点において真正、完全かつ正確な情報を提供すること
 - (6) 次に掲げる事実を知った後直ちにこれを市に対し通知すること
 - ア 本契約の債務不履行事由その他事業者又は各構成員による本契約違反
 - イ 前条第1項に規定する表明及び保証に係る不実
 - ウ 事業者又は各構成員及び委託先又は請負人の間の契約に係る重大な契約違反
 - エ 事業者又は各構成員が当事者となっているその他の契約における事業者又は各構成員の重大な契約違反
 - オ 各構成員の商号、住所、代表者、役員、届出印鑑その他市に届け出た事項についての変更
 - カ 事業者又は各構成員に対する訴訟若しくは行政手続の提起若しくは係属又はそれらのおそれのある事実
 - キ 各構成員に対する国又は地方公共団体による業務停止、入札参加資格停止又は指名停止の事実
 - ク 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更等
 - ケ その他事業者若しくは各構成員又は本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす事実
 - コ 時の経過又は通知により、上記アからエまでに掲げる事実のいずれかに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生
 - (7) 本事業を遂行するために必要な許認可を取得し、又は完了し、本事業の期間中その効力を維持し、必要な場合には適宜これを変更し、又は更新すること
- 4 事業者及び各構成員は、事業期間中、以下の各号に掲げる行為を行わないものとする。ただし、市が別途書面により承諾した場合にはこの限りではない。

- (1) 本契約に基づく一切の債権債務が消滅するに至る前に、本契約上の地位及び本事業に関して市との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを譲渡、担保提供その他の方法により処分すること
- (2) 市に対して有する債権について、これを第三者に譲渡、担保提供その他の方法により処分すること
- (3) 本件工事対象施設の出来形の全部又は一部について、これを譲渡、担保提供その他の方法により処分すること
- (4) 倒産等の手続開始の申立て又は倒産等の手続開始の決議を行うこと

第7章 契約期間及び契約の終了

第57条（契約期間）

本契約は、本契約の締結の日から効力を生じ、本件工事対象施設のすべての引渡終了日をもって終了する。ただし、本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続する。

第58条（事業者の債務不履行による契約解除）

- 1 市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、本契約に基づき実施すべき業務に着手すべき期日を過ぎても当該業務に着手しないとき
 - (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき
 - (3) 第30条に掲げる者を設置しなかったとき
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき
 - (5) 第59条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき
 - (6) 各構成員のいずれかが次のいずれかに該当するとき
 - ア 役員等（役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条1号から3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）と認められるとき
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

- る目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- キ 事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき

2 市は、各構成員（第3号及び第4号にあっては、各構成員の役員又は使用人を含む。）がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき
- (2) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき
- (3) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき
- (4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を市の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）

第59条（市の債務不履行による契約解除）

事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 第17条の規定により実施設計図書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき
- (2) 第43条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき
- (3) 市がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき

第60条（市の任意による契約解除）

市は、本契約を継続する必要がなくなった場合又はその他市が必要と認める場合には、6月以上前に事業者に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

第61条（違約金）

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合においては、市は、請負代金の額の10分の1に相当する額を違約金として事業者に請求することができる。
 - (1) 第58条の規定により本契約が解除された場合
 - (2) 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 事業者又は各構成員について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 各構成員について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 事業者又は各構成員について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができるものとする。
- 4 第1項の場合において、事業者は、解除に起因して市が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を市の請求に基づき支払わなければならない。
- 5 第59条又は第60条の規定により本契約が解除された場合、事業者は、市に対して、当該終了により被った合理的な損害の賠償を請求することができるものとする。

第62条（本件工事対象施設引渡前の解除に伴う措置）

- 1 市は、本契約が解除された場合においては、設計業務のうち既に完了した部分（以下この項において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたとときの既履行部分及び本件病院施設の出来形部分を検査した上、その検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分及び出来形部分に相応する請負代金を事業者を支払わなければならない。この場合において、市は、必要があると認めるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、別紙8に掲げる方法に従って前払金の支払が行われたときは、当該前払金の額（同別紙に掲げる方法に従って部分払が行われているときは、当該部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金の額になお余剰があるときは、事業者は、その解除が第58条の規定によるとき又は第61条第2項各号に掲げる者によるときにあつては、その余剰額

に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める前払金の支払の日時点における率を乗じて計算した額の利息を付した額を、その解除が第59条又は第60条の規定によるときであっても、その余剰額を、それぞれ市に返還しなければならない。

- 4 事業者は、本契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の規定に基づく出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、市に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が事業者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 事業者は、本契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が事業者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 事業者は、この契約が解除された場合において、本件土地に事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（第11条、第26条又は第29条の規定に基づき設計業務、工事監理業務又は建設業務の一部を委託され、又は請け負った者の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、本件土地を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本件土地の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、本件土地を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、事業者は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する事業者のとるべき措置の期限及び方法等については、本契約の解除が第58条の規定によるとき又は第61条第2項各号に掲げる者によるときは市がこれを定め、第59条又は第60条の規定によるときは事業者が市の意見を聴いてこれを定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項前段に規定する事業者のとるべき措置の期限及び方法等については、市が事業者の意見を聴いてこれを定めるものとする。

第63条（保全義務）

事業者は、契約解除の通知の日から第62条の規定による合格部分の引渡しの時まで、本件病院施設等の出来形部分又は本件病院施設等について、自らの負担で必要最小限の維持保全に努めなければならない。

第64条（関係書類の引渡し等）

- 1 事業者は、第62条の規定による合格部分の引渡しと同時に、実施設計図書等その他の本件病院施設等の施工に係る書類その他本件病院施設の設計、施工及び運営等に必要なる一切の書類（以下「実施設計図書等資料」という。）を市に引き渡さなければならない。

- 2 市は、本契約に従い引渡しを受けた実施設計図書等資料を本件病院施設等の運営のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができる。事業者は、市による実施設計図書等資料の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとらなければならない。

第8章 損害賠償等

第65条（遅延利息）

- 1 市又は事業者が本契約に基づいて履行すべき請負代金その他の金銭の支払を遅延した場合、当該遅延した金額につき、履行すべき日（以下この項において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭の支払債務の履行が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、市については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をとらなければならない。事業者については、国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、それぞれ相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が、100円未満であるときは、市及び事業者は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第66条（損害賠償）

- 1 前条に定める場合のほか、市が本契約上の義務に違反した場合、事業者は、市に対し、当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。
- 2 本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者が本契約上の義務に違反した場合、市は、事業者に対し、当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。

第9章 法令変更等

第67条（通知等）

市又は事業者は、法令変更等により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該法令変更等が発生した日以降、当該法令変更等により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該法令変更等により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

第68条（協議及び増加費用の負担等）

- 1 市及び事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、法令変更等に対応するため、速やかに本件病院施設的设计及び施工、本契約又は要求水準書の変更並びに増加費用の負担等について協議しなければならない。
- 2 前項の協議にかかわらず、当該法令変更等の公布日から120日以内に市及び事業者が合意に

至らない場合、市は、当該法令変更等に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における増加費用の負担は、別紙 9 に定める負担割合によるものとする。

- 3 市又は事業者は、前 2 項の場合において、請負代金の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方当事者に対して請負代金の減額等について協議を行うことを求めることができる。
- 4 法令変更等に起因して、本件新設工事対象施設の引渡しの遅延が見込まれる場合、市及び事業者は協議の上、引渡予定日を変更することができる。

第 6 9 条（法令変更等による契約の終了）

- 1 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更等により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。
- 2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第 6 2 条の規定に従う。
- 3 第 1 項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した増加費用の市と事業者の負担割合は、別紙 9 のとおりとする。

第 1 0 章 不可抗力

第 7 0 条（通知の付与）

市又は事業者は、不可抗力により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該不可抗力が発生した日以降、当該不可抗力により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該不可抗力により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

第 7 1 条（協議及び損害額の負担等）

- 1 市及び事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力に対応するため速やかに本件病院施設の設計及び施工、本契約又は要求水準書の変更並びに損害額の負担等について協議しなければならない。
- 2 前項の協議にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から 6 0 日以内に市及び事業者が合意に至らない場合、市は、当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を事業者に対して通知し、事業者は、これに従い本事業を継続するものとする。この場合における損害の負担割合は、別紙 1 0 の定めによるものとする。
- 3 不可抗力に起因して、本件新設工事対象施設引渡しの遅延が見込まれる場合、市及び事業者は協議の上、引渡予定日を変更することができる。

第 7 2 条（不可抗力への対応）

不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は本件病院施設に重大な損害が発生した場合、事業者は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、要求水準書で求める

範囲内で対応を行うものとする。

第73条（不可抗力による契約の終了）

- 1 第71条の規定にかかわらず、不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除により終了させることができる。
- 2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第62条の規定に従う。
- 3 第1項の規定に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合において発生した損害の市と事業者の負担割合は、別紙10のとおりとする。

第11章 協議会等の設置

第74条（実務者会議等）

- 1 市及び事業者は、本事業の実施に関する情報交換等を行うため、実務者による会議を設置する。
- 2 前項に定める会議の構成及び開催方法等については、市及び事業者が協議して別に定める。

第75条（係争調整会議）

- 1 市及び事業者は、本事業を円滑に遂行し、本事業に関する市及び事業者の間の紛争を予防し、解決することを目的として、係争調整会議を設置することができる。
- 2 前項に定める係争調整会議においては、本事業に関する疑義及び異議の解決、本契約に関する解釈並びに本契約に定めのない事項の決定その他本事業に関する必要な一切の協議を行うことができる。
- 3 第1項に定める係争調整会議は、市の関係所属長、事業者の各構成員の役職員並びに市及び事業者が必要に応じ随時その協議により構成員と定める本事業の関係者によって、これを構成するが、必要に応じ、構成員以外の者に対して出席及び意見を求めることもできる。
- 4 第1項に定める係争調整会議を設置する場合、その構成、議事録の作成その他の運営に関する事項は、市及び事業者の協議によって定める。

第12章 著作権等

第76条（著作権等の帰属）

市が、本事業の入札手続において、又は本契約に基づき、事業者又は各構成員に対して提供した情報、書類及び図面等（市が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、市に帰属する。

第77条（著作権の譲渡等）

- 1 市は、成果物について市の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。
- 2 成果物のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（次条において「著作権者の

権利」という。)の帰属は、同法の定めるところによる。

3 事業者は、市が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者(市を除く。)をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

- (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件病院施設等の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は市が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (3) 本件病院施設等の完成、補修等のために必要な範囲で市又は市が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

4 事業者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (1) 成果物の内容を公表すること。
- (2) 本件病院施設等に事業者の実名又は変名を表示すること。
- (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

第78条(著作権等の譲渡禁止)

事業者は、自ら又は著作者をして、成果物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

第79条(第三者の知的財産権等の侵害)

- 1 事業者は、本契約の履行にあたり、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権(以下この項及び次項において「知的財産権等」という。)を侵害しないこと及び事業者が市に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを、市に対して保証する。
- 2 事業者が本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は事業者が市に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して市に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、市に対して補償及び賠償し、又は市が指示する必要な措置を行う。ただし、事業者の当該侵害が、市の指定する工事材料又は施工方法を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

第80条(工業所有権)

事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。ただし、市が当該技術等の使用を指定し、かつ事業者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用(損害賠償に要するものを含む。)を負担しなければならない。

第13章 その他

第81条（公租公課の負担）

本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、すべて事業者の負担とする。

第82条（秘密保持等）

1 市及び事業者は、相手方当事者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知りえたすべての情報の内容を自己の役員及び従業員（以下この項及び次項において「役員等」という。）以外の第三者に漏らし、及び本契約の履行以外の目的に使用してはならず、並びに役員等に守秘義務を遵守させるものとする。ただし、当該情報が次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 公知である場合
- (2) 本契約の締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合
- (3) 被開示者が独自に開発した情報として文書の記録で証することができる場合
- (4) 裁判所により開示が命ぜられた場合
- (5) 市が川西市情報公開条例（平成4年川西市条例第8号）に基づき開示する場合
- (6) 当事者の弁護士その他本事業に係るアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合
- (7) その他法令に基づき開示する場合

2 事業者は、事業者の役員等が、前項の秘密を漏洩しないよう、適切な措置を講じるものとする。

3 事業者は、第11条、第26条又は第29条の規定に基づき設計業務、工事監理業務又は建設業務の一部を委託し、又は請け負わせる契約において、委託先又は請負人に第1項に定める事業者の義務と同様の義務を課すものとし、当該委託先又は当該請負人をして、市に対し当該義務を負う旨の確約書を差し入れさせる。

第83条（契約上の地位の譲渡）

- 1 事業者及び各構成員は、市の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約又は本事業に関して市との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又は債権を第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは担保の目的に供する等の一切の処分を行ってはならない。
- 2 市は、前項に定める行為が、事業者の運営若しくは本事業の安定性を著しく阻害し、又は本事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められる場合には、承諾を与えないことができる。

第84条（監査・会計検査等への協力）

事業者は、市が受ける市の監査、国の会計検査その他必要な検査等に協力しなければならない。

第85条（管轄裁判所）

本契約に関して発生したすべての紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第86条（疑義に関する協議）

本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

第87条（その他）

- 1 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、市及び事業者は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。
- 2 市は、本契約に基づくすべての行為を事業者の代表者に対して行うものとし、市が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、事業者のすべての構成員に対して行ったものとみなされ、また、事業者は、市に対して行う本契約に基づくすべての行為について、当該代表者を通じて行われなければならない。
- 3 本契約の履行に関して市と事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 本契約の履行に関して市と事業者の間で用いる計量単位は、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案又は実施設計図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 6 本契約の履行に関する期間の定めについては、本契約、要求水準書、入札説明書等、事業者提案又は実施設計図書等に特別の定めがある場合を除き、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

第88条（補則）

- 1 この契約書の定めのない事項については、川西市契約規則（昭和49年川西市規則第15号）によるほか、必要に応じて市と事業者とが協議のうえ定める。
- 2 本事業における土壌汚染の処理に関する事項
本事業における土壌汚染の処理費については別途とする。事業期間中に受注者が土壌汚染の調査を行い、新たに土壌汚染処理が必要と判明した範囲の処理費用に加え、参考資料6に記載の範囲で土壌汚染処理が必要な範囲の処理費用について、市と事業者が合理的な範囲で協議し、随意契約を取り交わす。

以上

別紙1 再資源化等に要する費用等（頭書関係）

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 再資源化等に要する費用

別紙2 用語の定義集（第1条関係）

1. 「一般備品」とは、市が所有し、又は調達する一般備品をいう。
2. 「医療機器」とは、市が所有し、又は調達する医療機器をいう。
3. 「医療情報システム」とは、市が整備し、調達するコンピュータ・システムをいう。
4. 「請負代金」とは、市が事業者に支払う本事業の実施による請負代金の総額をいい、その算定方法は別紙8によるものとする。
5. 「関連工事」とは、市の発注に係る第三者の施工する他の工事であって、本件工事に施工上密接に関連するものをいう。
6. 「基本設計図書等」とは、本契約、要求水準書及び事業者提案に基づき事業者が作成する本件工事対象施設の基本設計の内容を示す設計図書であって、別紙4に記載される書類等をいう。
7. 「許認可」とは、許可、認可、承諾、検査、確認、同意、届出その他国又は地方公共団体によるこれらに類似する処分行為をいう。
8. 「建設企業」とは、事業者の構成員であり、主として建設業務を行う者である株式会社をいう。
9. 「建設業務」とは、本件工事に係る業務をいい、詳細は要求水準書に規定される業務をいう。
10. 「建設工事費相当額」とは、請負代金から設計費相当額、調査費相当額及び工事監理費相当額を差し引いた費用相当額をいう。
11. 「工事監理企業」とは、事業者の構成員であり、主として工事監理業務を実施する者である株式会社をいう。
12. 「工事監理業務」とは、本件工事監理に係る業務をいい、詳細は要求水準書に規定される業務をいう。
13. 「工事監理費相当額」とは、請負代金のうち、本件工事の工事監理及びその関連業務に係る費用に相当する額をいう。
14. 「事業期間」とは、本契約の締結日から第57条に定める本契約期間の終了日又は本契約の解除による本契約の終了日のいずれか早い時点までの期間をいう。
15. 「事業者提案」とは、事業者（共同企業体の場合にあっては、各構成員をいう。）が市に対して平成 年 月 日付けで提出した本事業の実施に係る提案書類一式（その後の市の同意に基づく明確化事項を含む。）をいう。
16. 「事業年度」とは、事業期間中の各暦年の4月1日に始まり、翌暦年の3月31日に終了する1年間をいう（ただし、初年度は、本契約の締結日から平成32年3月31日までの期間をいう。）
17. 「実施設計図書等」とは、本契約、要求水準書、事業者提案及び基本設計等に基づき事業者が作成する本件工事対象施設の実施設計の内容を示す設計図書であって、別紙4に記載される書類等をいい、事業者が本件工事対象施設の実施設計を作成する過程で開発されたプログラム（著作権法第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。第19項及び第20項において同じ。）及びデータベース（同条第1項第10号の3に規定するデータベースをいう。第19項及び第20項において同じ。）がある場合は、当該プログラム及び当該データ

ベースを含む。

18. 「竣工図書」とは、本件新設工事対象施設の引渡し時に事業者から市に提出される設計図書であって、別紙7に記載される書類等をいい、事業者が本件工事対象施設の実施設計を作成する過程で開発されたプログラム及びデータベースがある場合は、当該プログラム及び当該データベースを含む。
19. 「成果物」とは、基本設計図書等、実施設計図書等、竣工図書その他事業者が本契約又は市の請求により市に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいい、事業者が本件工事対象施設の実施設計を作成する過程で開発されたプログラム及びデータベースがある場合は、当該プログラム及び当該データベースを含む。
20. 「施工期間」とは、本件工事着工日から本件工事対象施設のすべての引渡終了日までの期間をいう。
21. 「施工計画書」とは、建設業務の実施に先立ち、建設業務を実施するために必要な手順や方法等を記載した計画書をいう。
22. 「設計企業」とは、事業者の構成員であり、主として設計業務を実施する者である株式会社をいう。
23. 「設計業務」とは、施設整備業務のうち、本件工事対象施設の設計に係る業務をいい、詳細は要求水準書に規定される業務をいう。
24. 「設計・施工期間」とは、本契約の締結日から本件工事対象施設のすべての引渡終了日までの期間をいう。
25. 「設計費相当額」とは、請負代金のうち、本件工事対象施設の設計及びその関連業務（許認可手続等）に係る費用に相当する額をいう。
26. 「調査業務」とは、地質調査、地下水調査、土壌汚染状況調査、測量、電波障害調査その他の本件工事対象施設の設計及び施工に付随して必要となる調査並びに本事業に起因する騒音、振動、悪臭、粉塵、アスベスト、真菌、地盤沈下、地下水位低下、地下水、日影、本件病院から住民への視線、電波障害、ビル風その他の本件工事が周辺環境に与える影響の調査並びにそれらの関連業務をいい、詳細は要求水準書に規定される業務をいう。
27. 「調査費相当額」とは、請負代金のうち、調査業務に係る費用に相当する額をいう。
28. 「入札説明書等」とは、本事業に係る入札説明書及びその添付資料（ただし、要求水準書及び事業契約書（案）を除く。）並びにそれに係る質問回答書（ただし、要求水準書に係る質問回答書及び事業契約書（案）に係る質問回答書を除く。）をいう。
29. 「年度業務報告書」とは、日報、月報、四半期報告書及び年度総括書を総称していう。
30. 「引渡予定日」とは、別紙3に規定された本件工事対象施設の引渡し期限を遵守する範囲内で事業者提案において規定された予定日をいう。
31. 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書又は入札説明書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、通常の見可能な範囲外のものであって、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。

32. 「法令変更等」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更又は新設をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更又は新設を含む。
33. 「本契約」とは、平成 年 月 日付け「(仮称)川西市立総合医療センター キセラ川西センター整備事業契約書」をいう。
34. 「本件工事」とは、本件新設工事の全部又は一部をいう。
35. 「本件工事対象施設」とは、本件新設工事対象施設の全部又は一部をいう。
36. 「本件工事対象施設のすべての引渡終了日」とは、事業者から市に対する本件工事対象施設のすべての引渡しを終了した日をいう。
37. 「本件工事着工日」とは、事業者が本件工事に着工した日をいう。
38. 「本件工事着工予定日」とは、平成 年 月 日をいう。
39. 「本件新設工事」とは、本件新設工事対象施設に係る建設工事をいう。
40. 「本件新設工事対象施設」とは、本事業実施のため新たに整備することとした施設又は工作物その他付随する一切のものの全部又は一部をいう。
41. 「本件土地」とは、別紙5に示す本事業の実施区域をいう。
42. 「本件病院」とは、(仮称)川西市立総合医療センター キセラ川西センター整備事業をいう。
43. 「本件病院施設」とは、本件病院に係る建築物の全部又は一部をいう。
44. 「本件病院施設等」とは、本件病院施設及び外構、各処理槽、タンク等その他平成 年 月 日以降本件土地内に存在するすべての工作物をいう。
45. 「本事業」とは、(仮称)川西市立総合医療センター キセラ川西センター整備事業をいう。
46. 「要求水準」とは、市が本事業の実施にあたり、要求水準書に基づき事業者に履行を求めるサービスの水準をいう。なお、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
47. 「要求水準書」とは、入札説明書等に添付された「(仮称)川西市立総合医療センター キセラ川西センター整備事業要求水準書」(その後の追加及び変更を含む。)及びそれに係る質問回答書をいう。

別紙3 日程表(第3条、第19条、第20条関係)

業務等	期日
基本設計図書等の提出予定日	
実施設計図書等の提出予定日	
本件工事着工予定日	
本件新設工事着工予定日	
本件工事対象施設のすべての引渡終了日	

別紙4 設計図書等一覧（第19条関係）

（共通事項）

- ・ 図面・資料等については、事業者提案、計画内容のほか、市との協議等により適宜追加するものとする。
- ・ 電子媒体の提出は「平成24年版国土交通省大臣官房官庁営繕部建築設計業務等電子納品要領」に準じて行うこと。

1. 基本設計図書等

成果物			仕様・部数			
			原図	製本	CD-R	
基本計画 図書	建築（総合）	計画説明書	A3	1部	A3判二つ折 （5部）	1枚 （*1）
		仕様概要表				
		仕上概要表				
		面積表及び求積表				
		敷地案内図				
		配置図				
		平面図（各階）				
		断面図				
		立面図（各面）				
		仮設計画概要書				
	工事費概算書					
	建築（構造）	構造計画説明書				
		構造設計概要書				
		工事費概算書				
	電気設備	電気設備計画説明書				
		電気設備設計概要書				
		工事費概算書				
		各種技術資料				
	衛生設備	給排水衛生設備計画説明書				
		給排水衛生設備設計概要書				
		工事費概算書				
		各種技術資料				
	空調設備	空調換気設備計画説明書				
		空調換気設備設計概要書				
		工事費概算書				
		各種技術資料				

		その他	その他必要な資料等				
成果物			仕様・部数				
			原図		製本	CD-R	
その他資料	各種議事録		A4	1部	-		
	その他	その他必要な資料等	適宜	1部			
透視図	外観パース (ベタ) 2カット	鳥瞰図(敷地全体)	A2	1部		1枚 (*1)	
		メインエントランスを含む 新診療棟見上げ図					
	内観パース (ベタ) 2カット	メインエントランス					
		4床室及び個室を含みレイアウト					
模型	縮尺1:200		-	1	アクリルケース		

*1: 容量の関係等により複数枚とすることも可とする。

設計図についてはCADデータ(データ形式はPDF、SXF(sfc)、JWW(不可能な場合にあってはDXFでも可)、自社ソフト(任意)データの形式で4種類全て)を納品すること。

2. 実施設計図書等

成果物			仕様・部数			
			原図		製本	CD-R
実施設計図	建築(意匠)	建築物概要書	A1	1部	A1判二つ折 (3部) A3判二つ折 (2部)	1枚 (*1)
		仕様書				
		仕上表				
		面積表及び求積図				
		敷地案内図				
		配置図				
		平面図(各階)				
		断面図				
		立面図(各面)				
		矩計図				
		展開図				
		天井伏図(各階)				
		平面詳細図				
		部分詳細図				
		建具表				
		工事費概算書				
各種計算書						

実施 設計図		総合仮設計画図	A 1	1 部	A 1 判二つ折 (3 部) A 3 判二つ折 (2 部)	1 枚 (* 1)	
		その他確認申請に必要な図書					
		その他必要な図書					
	建築 (構造)	仕様書					
		構造基準図					
		伏図 (各階)					
		土質柱状図					
		杭伏図					
		軸組図					
		部材断面図表					
		部分詳細図					
		詳細図					
		構造計算書					
		工事費概算書					
		その他確認申請に必要な図書					
		その他必要な図面					
		電気設備					仕様書
							敷地案内図
	配置図						
	受変電設備図						
	非常電源設備図						
	幹線系統図						
	電灯、コンセント設備平面図 (各階)						
	動力設備平面図 (各階)						
	通信・情報設備系統図						
	通信・情報設備平面図 (各階)						
	火災報知等設備系統図						
	火災報知等設備平面図 (各階)						
	屋外設備図						
	工事費概算書						
各種計算書							
その他申請に必要な図書							
その他必要な図面							
衛生設備	仕様書						
	敷地案内図						
	配置図						

		給排水衛生設備配管系統給図				
		排水衛生設備配管平面図（各階）				
		消火設備系統図				
		消火設備平面図（各階）				
		排水処理設備図				
		その他設置設備設計図				
		部分詳細図				
		屋外設備図				
		工事費概算書				
		各種計算書				
		その他申請に必要な図書				
		その他必要な図面				
	空調設備	仕様書	A 1	1 部	A 1 判二つ折 （ 3 部） A 3 判二つ折 （ 2 部）	1 枚 （ * 1 ）
		敷地案内図				
		配置図				
		空調設備系統図				
		空調設備平面図（各階）				
		換気設備系統図				
		換気設備平面図（各階）				
		その他設置設備設計図				
		部分詳細図				
		屋外設備図				
		工事費概算書				
		各種計算書				
		その他申請に必要な図書				
		その他必要な図面				
	昇降機	仕様書				
		敷地案内図				
		配置図				
		昇降機等平面図				
		昇降機等断面図				
		部分詳細図				
		工事費概算書				
		各種計算書				
		昇降機設備図				
		その他申請に必要な図書				
		その他必要な図面				

その他 資料	積算関係	工事費内訳明細書	A4	1部	-	
		積算数量算出書				
		積算数量調書				
	申請・届出関係	申請・届出等に必要書類・図面	適宜	1部		
	各種技術資料		適宜	1部		
	打合せ議事録		A4	1部		
成果物			仕様・部数			
			原図	製本	CD-R	
透視図	外観パース (ベタ) 2カット	鳥瞰図(敷地全体)	A2	1部		1枚 (*1)
		メインエントランスを含む新診療棟見上げ図				
	内観パース (ベタ) 2カット	メインエントランス				
		4床室及び個室を含みレイアウト				
模型	縮尺1:200		-	1	アクリルケース	

*1:容量の関係等により複数枚とすることも可とする。

設計図についてはCADデータ(データ形式はPDF、SXF(sfc)、JWW(不可能な場合にあってはDXFでも可)、自社ソフト(任意)データの形式で4種類全て)を納品すること。

別紙5 本件土地（第20条関係）

別紙6 事業者が加入すべき保険等（第32条関係）

1. 建設工事保険

(1) 保険種類

建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容・目的

本件工事対象施設の施工期間中に発生した工事目的物及び工事材料の損害を担保する。

(3) 付保条件

担保範囲は、本件新設工事のすべてとする。

保険期間は、本件新設工事に係る着工日からすべての本件新設工事対象施設の引渡終了日までとする（本件新設工事対象施設の着工日から当該施設の引渡日までの期間を対象とする複数の保険に加入することは差し支えない。）

2. その他の保険

上記以外に、事業者提案において事業者により付保することとされた保険については、事業者提案に定めるところにより付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ市と協議しなければならない。

なお、事業者が当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを、直ちに市に提示しなければならない。

別紙7 竣工図書（第47条関係）

（共通事項）

- ・ 図面・資料等については、事業者提案、計画内容のほか、市との協議等により適宜追加するものとする。
- ・ 電子媒体の提出は「平成24年版国土交通省大臣官房官庁営繕部建築設計業務等電子納品要領」に準じて行うこと。

成果物	仕様・部数		
	原図	製本	CD-R
竣工図*2		A1判二つ折	1枚 （*1）
施工図*2		A3判二つ折 （各3部）	
工事写真		1部	
電子媒体			
保証書			
予備材料名、数量			
防水工事保証書		2部	
完成写真<カラーキャビネ板> 外部（10）、内部（50）			

*1：容量の関係等により複数枚とすることも可とする。

設計図についてはCADデータ（データ形式はPDF、SXF（sfc）、JWW（不可能な場合にあってはDXFでも可）、自社ソフト（任意）データの形式で4種類全て）を納品すること。

*2：竣工図と施工図に盛り込む図面の内容は、実施設計図の内容をもとに市と協議の上決定すること。

別紙 8 請負代金の算定及び支払方法（第 5 2 条 - 第 5 3 条関係）

I. 設計費相当額、調査費相当額及び工事監理費相当額の支払方法

第 1 条 （設計費相当額、調査費相当額及び工事監理費相当額に係る支払限度額等）

- 1 会計年度における設計費相当額の支払の限度額（以下この条において「設計費相当額支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 設計費相当額支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

- 3 各会計年度における調査費相当額の支払の限度額（以下この条において「調査費相当額支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 4 調査費相当額支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

- 5 各会計年度における工事監理費相当額の支払の限度額（以下この条において「工事監理費相当額支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 6 工事監理費相当額支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

- 7 市は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項に規定する設計費相当額支払限度額、第 2 項に規定する履行高予定額、第 3 項に規定する調査費相当額支払限度額、第 4 項に規定する履行高予定額、第 5 項に規定する工事監理費相当額支払限度額及び前項に規定する履行高予定額を変更することができる。

第 2 条 （設計費相当額の支払）

- 1 事業者は、本契約第 1 9 条第 3 項に基づく実施設計の完了後の確認の通知又は同条第 6 項に基づく各会計年度末の確認の通知を受領したときは、設計費相当額（同条第 6 項に基づく各会計年度末の確認の通知を受領したときについては、当該会計年度に係る設計業務に相応する部分

に限る。なお、この金額は、当該会計年度に係る前条第2項に定める履行高予定額（ただし、前会計年度までの履行高予定額の総額から前会計年度までに既に支払われた設計業務に相応する部分の設計費用相当額の総額を控除した場合に余剰がある場合は、当該余剰を加算した額とする。）を超えることはできないものとする。次項において同じ。）の支払を請求することができる。

- 2 市は、前項の規定に基づく請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に設計費相当額を支払わなければならない。
- 3 市がその責めに帰すべき事由により本契約第40条に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第3条 （調査費相当額及び工事監理費相当額の取扱い）

- 1 第9条の規定は、調査費相当額の支払について準用する。この場合において、同条第1項中「第41条第1項に基づく竣工確認通知又は同条第3項」とあるのは「第41条第3項」と、「建設業務」とあるのは「調査業務」と、「第4条第2項」とあるのは「第1条第4項」と、同条第2項中「40日」とあるのは「30日」と、同条第3項中「第40条第1項（同条第7項において準用される場合を含む。）」とあるのは「第40条第7項において準用される同条第1項」と読み替えるものとする。
- 2 第9条の規定は、工事監理費相当額の支払について準用する。この場合において、同条第1項中「建設業務」とあるのは「工事監理業務」と、「第4条第2項」とあるのは「第1条第6項」と、同条第2項中「40日」とあるのは「30日」と読み替えるものとする。

II. 建設工事費相当額の支払方法

第4条 （建設工事費相当額に係る支払限度額）

- 1 各会計年度における建設工事費相当額の支払の限度額（以下この条において「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

- 3 市は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項に規定する支払限度額及び前項に規定する出来高予定額を変更することができる。

第5条 （前金払）

- 1 事業者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以

下この別紙において「保証事業会社」という。)と、本契約頭書記載の契約期間の末日(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下この別紙において「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を市に寄託して、当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における出来形部分建設工事費相当額(工事の完成前の出来形部分(当該出来形部分について監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものに限られ、監督員の検査を要しないものにあつては実施設計図書等で部分払の対象とすることを指定したものに限られる。))に相応する建設工事費相当額をいう。以下この別紙において同じ。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)の10分の4以内の額(限度額1億円)の前払金の支払いを市に請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、事業者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 契約会計年度について前払金を支払わない旨が実施設計図書等に定められている場合、前項の規定にかかわらず、事業者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 前会計年度末における出来形部分建設工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定にかかわらず、事業者は、出来形部分建設工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまでその会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 4 前会計年度末における建設工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、次条第3項の規定を準用する。
- 5 市は、第1項の規定に基づく請求があつたときは、当該請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 6 事業者は、第1項の規定に基づき前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託して、その会計年度の出来高予定額(前会計年度末における出来形部分建設工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)の10分の2(限度額1億円)以内の額の中間前払金の支払を市に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 7 事業者は、前項に規定する中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、市又は市の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、市又は市の指定する者は、事業者の請求があつたときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を事業者に通知しなければならない。
- 8 事業者は、その会計年度の出来高予定額(前会計年度末における出来形部分建設工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)が著しく増額された場合においては、その増額後の当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における出来形部分建設工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過

額を控除した額)の10分の4(第7項の規定に基づき中間前払金の支払を受けているときは10分の6)に相当する額から受領済の前払金額(中間前払金の支払を受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第7条までにおいて同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第6項の規定を準用する。

- 9 事業者は、その会計年度の出来高予定額(前会計年度末における出来形部分建設工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)が著しく減額された場合において、受領済の前払金額が減額後の当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における出来形部分建設工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)の10分の5(第7項の規定に基づき中間前払金の支払を受けているときは10分の6)に相当する額を超過するときは、事業者は、その減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項に規定する期間内に第8条の規定に基づく支払をしようとするときは、市は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 10 前項に規定する超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市及び事業者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、その会計年度の出来高予定額(前会計年度末における出来形部分建設工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)が減額された日から7日以内に協議が調わない場合には、市が返還すべき超過額を定め、これを事業者に通知する。
- 11 市は、事業者が第10項に規定する期間内に同項に規定する超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める同項に規定する返還期限の翌日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 12 事業者は、第8条に規定する部分払(各年度末の部分払を除く。)の支払を請求した後にあっては、第7項に規定する中間前払金を請求することができない。

第6条 (保証契約の変更)

- 1 事業者は、前条第9項の規定に基づき受領済の前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。
- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その会計年度の出来高予定額(前会計年度末における出来形部分建設工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。
- 3 事業者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

第7条 (前払金の使用等)

- 1 事業者は、第5条に基づき支払われた前払金を本件工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本件工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、国の公共工事の代価の前金払の特例措置に基づくものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうち本件工事の施工に要する費用に掛かる支払いに充当することができる。

第8条 （部分払）

- 1 前会計年度末における建設工事費相当額が前会計年度までの出来高予定額を超過した場合においては、事業者は、当該会計年度の当初に、その超過額（以下この条において「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、事業者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。
- 2 事業者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の施工の内容を明らかにする写真を添付した書面をもって、市に確認を請求しなければならない。
- 3 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、事業者の立会いの下、実施設計図書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を事業者に通知しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、市は、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 5 事業者は、第3項の規定に基づく通知があったときは、部分払金の支払を請求することができる。この場合においては、市は、この請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、次の式により算定する。この場合において、出来形部分建設工事費相当額は、市及び事業者が協議してこれを定める。ただし、市が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が調わない場合には、市がこれを定め、事業者に通知する。

$$\begin{aligned} & \text{部分払金の額} = \text{出来形部分建設工事費相当額} \times 9 / 10 \\ & - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) \\ & - \{ \text{出来形部分建設工事費相当額} - (\text{前会計年度までの出来高} \\ & \quad \text{予定額} + \text{出来高超過額}) \} \\ & \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

- 7 前項の規定に基づき部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、前項の算式中「出来形部分建設工事費相当額」とあるのは「出来形部分建設工事費相当額から既に部分払の対象となった出来形部分建設工事費相当額を控除した額」と読み替えるものとする。
- 8 事業者は、第5条第7項に規定する中間前払金を請求した後にあっては、部分払を請求することができない。ただし、年度を超えて施工する必要がある工事（債務負担行為又は繰越明許費に係る工事）については、各年度末の部分払に限り請求することができる。
- 9 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、年度につき1回とする。ただし、市長が特

別な理由があると認めるときはこの限りではない。

年度	回
年度	回
年度	回

第9条 (建設工事費相当額の支払)

- 1 事業者は、本契約第41条第1項に基づく竣工確認通知又は同条第3項に基づく出来形部分の確認通知を受領したときは、建設工事費相当額(同条第3項に基づく出来形部分の確認通知を受領したときについては、当該会計年度に係る建設業務に相応する部分に限るものとし、この金額は、市及び事業者が協議して定める(ただし、市がこの項に基づく請求を受けた日から7日以内に協議が調わない場合は、市がこれを定め、事業者に通知するものとする。)当該部分に相応する建設工事費相当額に基づき算出し、当該会計年度に係る第4条第2項に定める履行高予定額(ただし、前会計年度までの履行高予定額の総額から前会計年度までに既に支払われた建設業務に相応する部分の建設工事費相当額の総額を控除した場合に余剰がある場合は、当該余剰を加算した額とする。)を超えることはできないものとする。次項において同じ。)の支払を請求することができる。
- 2 市は、前項の規定に基づく請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に建設工事費相当額を支払わなければならない。
- 3 市がその責めに帰すべき事由により本契約第40条第1項(同条第7項において準用される場合を含む。)に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項に規定する期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

III. 物価スライド

第10条 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更)

- 1 市又は事業者は、事業期間内で本契約の締結日から12箇月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金の額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して別紙8第4条に定める建設工事費相当額について変更を請求することができる。なお、物価水準の変動による場合は、変動の基準となる指数として、「建設物価」(財団法人建設物価調査会発行)の建築費指数における「SRC構造別平均」、「RC構造別平均」、「S構造別平均」の工事原価のうち、事業者が提案した構造の建物種類を適用するものとする。また、本請負代金額の変更の請求は、第2項の規定により3か月以上継続して1,000分の15を超える指数の変動が確認された日より、1か月以内かつ、施設整備完了の3か月前までに書面により行わなければならない。
- 2 市又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残請負代金額(請負代金の額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額をいう。以下この項及び次項において同じ。)と変動後残請負代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残請負代金額に相応する額をいう。次項において同じ。)との差額のうち変動前残請負代金額

の1,000分の15を超える額につき、本請負代金額の変更に応じなければならない。なお、本請負金額の変更は、本契約の締結日が属する月の確定している指数と比較して本契約の締結日から12ヶ月を経過した後に確定している指数の変動が3か月以上継続して1,000分の15を超える場合に限るものとし、変更後の請負代金額は以下の計算式に従って算出することとし、指数の改定率等の算定にあたっては小数点以下第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

<物価上昇の場合>

$$\text{変動前残請負代金額} \times (1 + \text{物価変動率}) - 0.015$$

<物価下降の場合>

$$\text{変動前残請負代金額} \times (1 + \text{物価変動率}) + 0.015$$

また、物価変動率は、以下の計算式に従って算出する。

$$\text{物価変動率} = -1$$

:(本契約の締結日から12ヶ月を経過した日が属する月内に数値の確定している直近12ヶ月の建設デフレーターの平均値) / (本事業の入札公告日が属する月から事業契約締結日が属する月の先月の建設デフレーターの平均値)

- 3 変動前残請負代金額及び変動後残請負代金額は、請求のあった日を基準とし、第1項に定める物価指数等や第2項の規定に基づき市と事業者とが協議のうえ決定する。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金の額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、同項及び第2項中「本契約の締結日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金の額の変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

また、その際の物価変動率は以下の計算式に従って算出する。

$$\text{物価変動率} = -1$$

:(直前の変更の基準とした日から12ヶ月を経過した日が属する月内に数値の確定している直近12ヶ月の建設デフレーターの平均値) / (直前の変更において指数の変動があるとして用いた12ヶ月間の建設デフレーターの平均値)

- 5 第3項の協議開始の日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、市が第1項に基づく請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

別紙9 法令変更等による増加費用の負担割合（第44条、第68条、第69条関係）

契約第68条に規定する法令変更等に基づいて増加費用が発生する場合の費用負担の割合を指定する。

市負担割合

- | | |
|---|------|
| 1 本事業に直接関係する法令変更等（税制度の変更又は新設を除く。）並びに消費税の範囲及び税率の変更の場合 | 100% |
| 2 1.以外の法令変更等（税制度の変更又は新設を除く。）資産保有等に係る税制度変更又は新設、事業者の利益に課せられる税制度変更（法人税の税率の変更を含む。）又は新設その他1.以外の税制変更の場合 | 0% |

なお、1.の「本事業に直接関係する法令変更等」とは、特に本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で事業者の費用に影響があるものを意味することとし、これに該当しない営利法人に一般的に適用される法令の変更又は新設は含まれない。

別紙 10 不可抗力による損害等の負担割合（第 44 条、第 46 条、第 71 条、第 73 条関係）

1. 不可抗力による損害の対象

不可抗力による損害の対象は、協議して定めるものとする。

2. 不可抗力による損害の分担

（1） 設計・施工期間

設計・施工期間中に不可抗力が生じ、業務に関して事業者が損害が発生した場合、合理的な範囲における当該損害に関しては、設計・施工期間中の累計で請負代金に相当する額の合計額（以下本号において「請負代金相当額」という。）の 100 分の 1 に至る金額までは事業者が負担し、これを超える金額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由に関して保険金が支払われた場合には、当該保険金相当額のうち設計・施工期間中は請負代金相当額の 100 分の 1 を超える部分を市の負担部分から控除する。

（2） 前号に定める金額には、消費税及び地方消費税を含む。